

平成21年度介護報酬改定（ST 関連分）

《指定介護療養型医療施設、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所》

理学療法（Ⅰ） 180単位/回 → 123単位/回

理学療法（Ⅱ） 100単位/回 → 73単位/回

理学療法（Ⅲ） 50単位/回 → 廃止

作業療法 180単位/回 → 123単位/回

言語療法 180単位/回 → 203単位/回

* 1患者 PT/OT/ST 合わせて4回まで1療法3回まで

* 入院から4カ月経過後11単位以降70/100に通減あり。

摂食機能療法 185単位/日 → 208単位/日

* 月4回まで請求可能

集団コミュニケーション療法（新設） 50単位/回

* 1日3回まで

《指定介護療養型医療施設》

短期集中リハビリテーション 60単位/日 → 240単位/日

* 従来リハビリテーションマネジメントを算定している場合に加算として60単位

を算定。今回の改定により、入院起算日から3月以内の患者で、理学療法、作業療法、言語聴覚療法および摂食機能療法を算定していない患者に対し算定するように変更。

認知症短期集中リハビリテーション（新設） 240単位/日

* 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入院した日から3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、1週に3回を限度として所定単位数を算定する。

《介護老人保健施設》

短期集中リハビリテーション実施加算 60単位/日 → 240単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 60単位/日 → 240単位/日

（週3日まで算定可能）

* 常勤加算方法で配置基準を「理学療法士又は作業療法士」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に変更

《通所リハビリテーション》

通所リハビリテーション〈1時間以上2時間未満〉（新設）

要介護1 270単位/回

要介護2 300単位/回

要介護3 330単位/回

要介護4 360単位/回

要介護5 390単位/回

* 個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に限り算定

理学療法士等体制強化加算（新設） 30単位/日

*算定要件 常勤かつ専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置していること（1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションについてのみ加算）

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所後又は認定日から起算して1月以内 180単位/日

退院・退所後又は認定日から起算して1月超から3月内 130単位/日

退院・退所後又は認定日から起算して3月超 60単位/日

↓

退院・退所後又は認定日から起算して1月以内 280単位/日

退院・退所後又は認定日から起算して1月超3月以内 140単位/日

退院・退所後又は認定日から起算して3月超 80単位/日（月13回を限度とする）

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（新設） 240単位/日（週2回まで算定可能）

リハビリテーションマネジメント加算 20単位/日 → 230単位/月

*月8回以上通所リハビリテーションを行っている場合に算定

口腔機能向上加算 100単位/月 → 150単位/月

短期入所療養介護についての個別リハビリテーション

→個別リハビリテーション実施加算（新設） 240単位/日

算定要件 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

《通所介護》

個別機能訓練加算 27単位/日 → 個別機能訓練加算（Ⅰ） 27単位/日

個別機能訓練加算（Ⅱ）（新設） 42単位/日

*算定要件

個別機能訓練加算（Ⅰ）

① 指定通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。

② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

個別機能訓練加算（Ⅱ）

① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は、あん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していること。

② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

③ 個別機能訓練計画作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目標として複数の機能訓練項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること。

《訪問リハビリテーション》

訪問リハビリテーション費 500単位/日 → 305単位/回

*1日単位から実施時間に応じて評価 20分間リハビリテーションを行った場合に1回と算定

短期リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から起算して1月以内の場合 330単位/日
(週2回以上、1回20分以上)



退院・退所日又は認定日から起算して1月以内の場合 340単位/日
(週2回以上、1回40分以上)

介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション

*通所リハビリテーション利用者が通所できなくなった際にも円滑な訪問リハビリテーションの提供を可能にする観点から、介護老人保健施設で通所リハビリテーションを受けている利用者については、通所リハビリテーション終了後一月に限り、当該施設の配置医師がリハビリテーション実施計画を作成し、訪問リハビリテーションを提供することを可能とする。